

広島県告示第八百五十九号

広島法務局長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年九月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

公共測量（基準点測量）

二 作業期間

令和六年九月四日から令和七年二月二十八日まで

三 作業地域

広島市南区宇品神田一丁目、宇品神田二丁目、宇品神田三丁目及び宇品東一丁目の全部並びに宇品神田四丁目の一部